

特記仕様書

第1章 適用範囲

(適用範囲)

第1条

- 1 本仕様書は、福島県が発注する「石川土木事務所 道路等維持管理業務委託」に係る設計図書の内容について、必要な事項を定める。

第2章 共通事項

(共通事項)

第2条

- 1 受注者は、この委託業務を担当する福島県県中建設事務所長（以下「所長」という。）又は所長の指定する監督員の指示に従い、受注者の責任において業務委託発注書（以下「発注書」という。）、図面及び福島県土木部発行の共通仕様書（土木工事編）（以下「仕様書」という。）によって施工すること。なお、本特記仕様書は仕様書より優先する。
- 2 発注書、図面及び仕様書に明示されていないものでも、委託業務の性質上当然必要な事項及び法令または慣例によって履行しなければならない事項は、監督員に確認して指示を受け処理すること。
- 3 受注者は、契約の日より監督員の指示を受けられる体制を整え、直ちに委託業務ができるよう準備すること。
- 4 受注者は、一件毎に発注された委託業務が完了したときは、直ちに完了届を提出し、検査を受けること。
- 5 本委託業務は、道路等維持管理業務の性質上、突発的な緊急業務に対処するため、指定工期として、休日及び祝祭日を含むものとする。
- 6 委託業務における発生材（残土を含む）は、速やかに跡片付けし、交通及び保安上の障害とならないようその都度監督員の指示する箇所に運搬し、適正に処理すること。
- 7 委託業務実施時には必要に応じて道路保安施設、交通誘導員の配置等の安全対策を行うこと。
- 8 業務履行中に事故が発生したときは、受注者は直ちに監督員に通報するとともに、監督員が指示する期日までに、監督員が指定する様式による「事故報告書」を提出しなければならない。
- 9 作業に伴う交通規制については、監督員と協議のこと。

第3章 主任技術者

(主任技術者)

第3条

- 1 主任技術者は業務の適切な履行を確保するため、業務担当者、作業員等を指導、監督しなければならない。
- 2 主任技術者は、監督員と密に連絡を取り、業務全体の発注計画を策定し、組合各社との施工時期や人工等を調整、及び業務の状況報告、協議等を行うものとする。
- 3 主任技術者は、作業員が業務を実施している間は、発注者の担当課と連絡がとれるようにしておかな

ければならない。

- 4 住民要望の情報共有及び協働対応を行うものとする。
- 5 橋梁等の構造物に関する排水施設の日常点検・支障物撤去等（1回／年）を行い、発注者へ報告するものとする。
- 6 維持管理データベースを作成するものとする。
（管理瑕疵事故・補修履歴・苦情等の場所や内容を取りまとめる）
なお、4～6の業務については、別途経費計上するものとし総価契約に含める。

（履行する際の留意事項）

第4条

- 1 主任技術者は、本仕様書等で示された業務の適正な履行の確保に努めなければならない。
- 2 関係者は業務の履行にあたっては、県民から常に注目されていることを自覚し、その行動は誤解を招くことのない様にする。
- 3 発注者の担当課及び業務担当者、作業員との緊急連絡に対応するため、受注者は2以上の電話回線（携帯電話を含む）を確保しておくものとする。

第4章 委託区域

（委託区域）

第5条

本業務の委託区域は、石川土木事務所管内（石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町（矢吹町の阿武隈川の一部区間を含む））の道路、河川、砂防施設、地すべり施設、急傾斜施設、千五沢ダムとする。

第5章 委託業務

（委託業務）

第6条

委託業務の一覧を以下に示す。

(1) 単価契約業務

①道路維持補修業務	29 路線	L=	248.6	k m
②舗装維持修繕業務	29 路線	L=	248.6	k m
③河川維持管理業務	17 河川	L=	154.7	k m
④砂防施設維持管理業務		N=	55	箇所
⑤地すべり施設維持管理業務		N=	4	箇所
⑥急傾斜施設維持管理業務		N=	45	箇所
⑦一般除雪業務	28 路線	L=	246.8	k m
⑧凍結結抑制剤人力散布業務	28 路線	L=	246.8	k m
⑨凍結抑制剤機械散布業務	13 路線	L=	117.8	k m
⑩緊急パトロール業務	29 路線	L=	248.6	k m
	17 河川	L=	154.7	k m
⑪千五沢ダム維持管理業務		N=	1	箇所

なお、①～⑥及び⑩の1件の委託料は300万円未満とし、緊急を要する場合（災害時）は500万円未満とする。

(2) 総価契約業務

- ①道路除草業務、②路面清掃業務、③河川除草業務 ④技術者経費 一式
- ⑤道路パトロール（平常時） 29 路線 L= 248.6 k m

第6章 道路維持補修業務

(業務の定義)

第7条

道路維持補修業務は、突発的な事故や経年劣化による道路管理施設の損傷のうち、軽微なものについて補修を行うものである。

第7章 舗装維持修繕業務

(業務の定義)

第8条

舗装維持修繕業務は、道路舗装の破損箇所のうち小規模な箇所、またはこれを放置することによって破損部分が拡大し交通に支障を及ぼすことが予想される箇所を修繕するものである。

(留意事項)

第9条

欠損部補修箇所においては、必要に応じて修繕箇所縁端の脆弱部取り除き及び舗装殻処理費用、舗装殻運搬費用、区画線設置費用（必要に応じて）を労務費の合計額に対する率に換算して計上している。このため、前記工種について適切に施工すること。

第8章 河川・砂防施設・地すべり施設・急傾斜施設・千五沢ダム 維持管理業務

(業務の定義)

第10条

河川等の維持管理業務は、突発的な事故や経年劣化による河川等の管理施設の損傷のうち、軽微なものについて補修を行うものである。単価は、契約単価（河川維持）を用い、様式は河川維持管理委託発注書を使用する。

第9章 一般除雪業務

(業務の定義)

第11条

除雪業務は、降雪や積雪、および地吹雪等による吹き溜まりにより交通障害の発生等が予測される場合に、除雪作業を行うものとする。

(業務の内容)

第12条

「道路除雪作業委託仕様書」参照のこと

第10章 凍結抑制剤人力・機械散布業務

(業務の定義)

第13条

凍結抑制剤散布業務は、路面凍結で交通障害の発生しやすい箇所について、路面状況と気象予測により人力、及び機械により凍結抑制剤の散布を行うものとする。

(業務の内容)

第14条

「道路除雪業務委託仕様書」参照のこと

第11章 緊急パトロール業務

(業務の定義)

第15条

石川郡に気象警報発令時、震度5弱以上の地震発生時等、石川土木事務所長が必要と判断した場合公共施設の点検を行うものとする。

(業務の内容)

第16条

気象警報解除時、震度5弱以上の地震発生時等、石川土木事務所長が必要と判断した場合は、指示に従い、すみやかに公共施設の目視点検を行うものとする。

また、警報発令が長時間におよぶ場合は、石川土木事務所長の判断により、定期報告に合わせて(7:00、11:00、16:00)公共施設の目視点検を行うものとする。

第12章 道路除草業務

(業務の定義)

第17条

道路除草業務は、路肩、法面部の除草を行うものとする。

(実施回数)

第18条

実施回数は、7月上旬から10月下旬にかけての年1回の実施を標準とし、実施の時期については、監督員と協議して決定するものとする。なお、地域の行事等(祭事、道の日など)を考慮すること。

第13章 路面清掃業務

(業務の定義)

第19条

路面清掃業務は、路面清掃車による車道の清掃を行うものとする。

(実施回数)

第20条

実施回数は、4月中旬から6月中旬にかけての年1回の実施を標準とし、実施の時期については、監督員と協議して決定するものとする。

第14章 河川除草業務

(業務の定義)

第21条

河川除草業務は、堤防の天端、及び法面の除草を行うものとする。

(実施回数)

第22条

実施回数は、7月上旬から10月下旬にかけての年1回の実施を標準とするが、一部における実施回数、実施時期については、監督員と協議して決定するものとする。

第15章 道路パトロール（平常時）

（業務の定義）

第23条

道路パトロールは、道路が常に良好な状態に保たれるよう道路の使用状況を把握し、道路の異常及び不法占用等に対して、適宜の措置を講ずるとともに、道路を管理するうえで必要な情報及び資料の収集を行うものとする。

（業務の内容）

第24条

「道路パトロール等業務委託仕様書」参照のこと。

第16章 成果品

（成果品）

第25条

受託者は、業務完了時に技術者経費の成果品として、下記の成果品を成果品目録とともに提出するものとする。

- （1）橋梁等の構造物に関する排水施設の日常点検・支障物撤去等（1回／年）の報告書
- （2）維持管理データベース

なお、上記成果品の様式及び形式については受注者と協議の上定めること。

石川土木事務所 道路等維持管理業務委託

道路除雪業務委託仕様書

(適用範囲)

第1条 この仕様書は、除雪作業及び凍結抑制剤散布作業（以下、除雪等作業という。）に必要な一般事項について示すもので、この仕様書に記載しない事項については発注者の指示によるものとする。

(除雪等作業期間)

第2条 除雪等作業期間は11月1日から3月31日までとする。

(除雪機械の貸与)

第3条 発注者はこの作業に下記の機械を受注者に貸与する。

機 械 名	規 格	形 式	管理番号	登録番号
除雪トラック	7 t	日野	S08-0605	いわき 800 は 820
除雪ドーザ	1 3 t	いすゞ	S15-0611	いわき 000 る 331
除雪グレーダ	3. 1 m	三菱	S63-0432	いわき 000 る 291
除雪グレーダ	3. 7 m	三菱	S12-0604	いわき 000 る 368
ロータリ除雪車	8 0 p s	いすゞ	S07-0613	いわき 900 る 83
凍結抑制剤散布車	2. 5 m 3	日野	S20-0616	いわき 800 は 1114
凍結抑制剤散布装置	MS-20MH(S)	範多機械	20469	
凍結抑制剤散布装置	MS-20MH(S)	範多機械	20747	
凍結抑制剤散布装置	3 0 0 ℓ	タイショー	H28-1	

2 貸与機械の引渡し場所及び引渡し時期は次のとおりとする。

(1) 引渡し場所 管内（石川土木事務所管理地）

(2) 引渡し時期 石川土木事務所長の指定する日

3 貸与機械の引渡しは、発注者と受注者の立会いのうえその機能の現況を確認したうえ行うものとする。この場合において発注者及び受注者は第3号様式の除雪機械現況確認表2通を作成し、それぞれ1通を保有するものとする。

4 受注者は貸与機械の引渡しを受けたときは、第4号様式の借用書を発注者に提出しなければならない。

- 5 受注者は貸与機械を善良な管理者の注意をもって管理するものとし、貸与機械の使用権を第三者に譲渡し、または貸与機械を転貸し担保に供し、もしくは委託業務以外の用途に供してはならないものとする。
- 6 貸与機械の引渡し、返納及び維持管理に要する費用は受注者の負担とする。
- 7 受注者は貸与機械を滅失、紛失、または、き損したときは直ちに第5号様式の事故（故障）報告書を発注者に提出しなければならない。この場合において、受注者の責めに帰すべき理由により貸与機械を滅失、紛失、若しくは、き損し、又はその返還が不可能となったときは、受注者の負担において発注者の指定する期限内に補填し、若しくは修理し、又は現状に回復して返納し、又は返納に代えてその損害を賠償しなければならない。また、発注者の指示により受注者が負担して修理を行った場合は、第6号様式の除雪機械修理状況報告書を提出しなければならない。
- 8 受注者は契約期間の満了、契約の解除その他の理由によって貸与機械を返納するときは、第7号様式の除雪機械返納書を提出し、第3項の第3号様式によって、発注者と受注者の立会検査のうえ引取り、引渡しを行うものとする。
 なお、不合格の場合は前項によって復元修理のうえ再検査を受けなければならない。
- 9 受注者は正当な理由がなく発注者の指定した日を過ぎても貸与機械を返納しないときは、返納期日の翌日から起算して返納した期日までの日数に、日基準貸与額を乗じて得た額の倍額の違約金を支払わなければならない。

（除雪機械の借上）

第4条 受注者は、発注者に対し除雪に必要な除雪機械の規格台数等について「使用除雪機械届出書」により届けなければならない。また委託期間内に除雪機械の変更が生じる場合には事前に「使用機械変更（追加）申請書」を提出し、発注者の承認を得なければならない。

- 2 発注者はこの作業に下記の機械を受注者から借り上げる。

機 械 名	規 格	台 数
モーターグレーダ	3. 1 m	7 台
ホイールローダ	1. 0 m ³	1 台
ホイールローダ	0. 5 m ³	1 台

(除雪作業の出動基準)

第 5 条 新雪除雪は路上の積雪深が 5 c m～1 0 c m以上になった場合に出動するものとし、圧雪層厚を路面上 5 c m以下とすることを目標とする。

ただし、路面の状況により緊急に除雪を行う必要が生じた場合については前記にかかわらず、発注者の指示によりその都度出動する。

2 拡幅、路面整正及び運搬排雪については、発注者からの指示によりその都度出動する。

(散布作業の出動基準)

第 6 条 凍結抑制剤の散布は、路面凍結が予想される場合に出動することを原則とする。

ただし、路面の状況により緊急に散布を行う必要が生じた場合については、前記に関わらず担当責任者の指示により、その都度出動するものとする。

2 受注者は、除雪作業との調整を図り、散布作業を実施しなければならない。

3 凍結抑制剤は発注者の負担とする。この場合における凍結抑制剤の使用量の確認は、使用した凍結抑制剤の空袋により行うものとする。

(交通確保の目標)

第 7 条 交通確保は第 5 条、第 6 条の規定によって実施するほか、受注者は次により行わなければならない。

- (1) 通勤、通学時間帯において通行に支障がないよう交通を確保すること。
- (2) 始発及び最終バスの運行に支障がないよう路面状態を保つこと。
- (3) 日中であっては吹溜箇所等の発生が生じた場合、又は予想される場合は発注者と連絡をとり交通を確保すること。
- (4) その他緊急に発注者からの依頼があった場合には、協議のうえことにあたること。

(道路構造物の保全)

第 8 条 受注者は除雪に際しては、道路及びその付属物に損傷を与えないよう留意すること。

2 受注者が除雪に起因して道路及び管理施設物を破損した場合、発注者の指示により必要な処置を講ずること。

(除雪等作業の管理及び検収)

第9条 受注者は発注者が示す除雪作業日誌で作業時間等を報告し、発注者は作業日誌による検収を行うものとする。

2 除雪作業終了の際は、発注者に始時と終時と除雪作業状況、路面状況等を報告するものとする。

(発注者の指示)

第10条 除雪等作業は各条項により受注者が施行するものであるが、除雪等作業は特殊な作業であり出動時間帯、除雪工法等を発注者が指示する場合もあり、その時は発注者の指示に従わなければならない。

(主任技術者)

第11条 受注者は、除雪等作業の履行について、技術上の管理と安全管理を行う主任技術者を定め、その旨を第2号様式により発注者に提出しなければならない。

(情報連絡員)

第12条 受注者は大雪注意報等における夜間の待機について、除雪オペレータ等への連絡を行う情報連絡員を定め、その旨を第2-1号様式により発注者に提出しなければならない。

(雪道巡回工)

第13条 受注者は路面状況を把握するために、次のことを行うこと。

- (1) 発注者は、降雪や凍結等の状況から特に必要があると認めた場合は、受注者に雪道巡回の指示を行うものとする。
- (2) 受注者は、発注者より雪道巡回の指示があった場合は、速やかにこれに従うこと。
- (3) 受注者は、雪道巡回終了の際は、発注者に路面状況等の報告をするものとする。

(除雪等作業時の事故防止)

第14条 受注者は、除雪等作業時における事故の防止に努めるとともに、次のことを行うこと。

- (1) 受注者は、除雪等作業の安全管理に努め、除雪等作業従事者に安全運転の徹底を図る。
- (2) 受注者は、除雪等作業区間の道路及び道路付属物について、除雪前に作業上危険な箇所の点検等を行い、必要に応じて、発注者の指示を受けること。
- (3) 除雪機械は、運転手及び助手の二人乗務とする。
- (4) 受注者は、除雪等作業時の現場条件に応じて、交通誘導員を配置するものとする。

(実績報告)

第 15 条 受注者は除雪等作業について、実績を下記書類にて発注者の定める期日までに報告しなければならない。

- (1) 除雪作業日誌
- (2) 除雪実施集計表
- (3) 巡回パトロール確認表

(提出書類)

第 16 条 受注者は除雪等作業について発注者に下記書類を提出しなければならない。

- (1) 第 1 号様式の除雪機械使用実績報告書 (毎月)
- (2) 除雪状況写真 (除雪前・除雪中・除雪後) (発注者の指示による)

(委託料の支払い)

第 17 条 受注者は実績報告した当該月の除雪等作業について、翌月に委託料の支払いを請求するものとする。

- 2 発注者は、前項の規定による支払いの請求があったときは、その日から 30 日以内に支払うものとする。
- 3 稼働延時間に 1 時間未満の端数が生じた場合は、その端数が 30 分以上のときは 1 時間とし、30 分未満のときは切り捨てるものとする。
- 4 委託料の額は、別表 1 に掲げる単価に実施数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額) とする。

(待機補償)

第 18 条 発注者は契約期間中、大雪注意報等により受注者に待機要請をおこなった場合は、福島県土木部「土木工事標準積算」に基づき算出した待機補償費を支払うものとする。

(基本待機保証)

第 19 条 基本待機保証は、待機に係る人件費について一定程度保証するものであり、発注者は平成 29 年 8 月 28 日付け 29 道第 525 号の通知により算出した基本待機補償費を支払うものとする。

- 2 前項の基本待機保証額は、原則として基本待機保証期間が満了した後、発注者が算定し、受注者に通知するものとする。

(固定経費)

第 20 条 発注者は第 4 条第 2 項の借上機械について、保証対象日数（60 日）の拘束料を固定経費として支払うものとする。

(タイヤチェーン・切刃の貸与)

第 21 条 受注者は、県管理道路のみを除雪する機械について、タイヤチェーン及びグレーダの鉄製・ウレタン切刃の貸与を発注者に申し出ができるものとする。発注者は、受注者より申し出があった場合には貸与条件を受注者と協議の上、貸与品とする場合は速やかに変更契約をおこなうものとする。

(その他)

第 22 条 除雪機械の作業日報の整備は別添「除雪機械作業記録作成要領」による。

石川土木事務所 道路等維持管理業務委託

道路パトロール等業務委託仕様書

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、福島県石川土木事務所が委託する道路パトロール業務（以下「パトロール」という。）に適用するものとし、受注者は、関係法令、契約書に基づいて適正にパトロールを実施しなければならない。

(パトロールの目的、内容)

第2条 パトロールは、道路が常に良好な状態に保たれるよう道路の使用状況を把握し、道路の異常及び不法占用等に対して、適宜の措置を講ずるとともに、道路を管理するうえで必要な情報及び資料の収集を行う。

(用語の定義)

第3条 この仕様書において、「監督員」「業務管理責任者」「作業員」の定義は次の各号に定めるところによる。

- (1)「監督員」とは、委託者の命を受けて委託業務を監督する者で、道路監理員（道路法（昭和27年法律第180条）第71条第4項の規定に基づき道路管理者が任命した者）の中から発注者が任命し、受注者に通知した者をいう。
- (2)「業務管理責任者」とは、パトロールの実施責任者として、受注者が任命し、発注者に通知した者をいう。
- (3)「作業員」とは、契約書及び本仕様書の定めるところにより、パトロール、その他の関係業務を行う受注者の職員をいう。

2 この仕様書において「指示」「承諾」及び「協議」の定義は次の各号の定めるところによる。

- (1)「指示」とは、監督員が受注者に対して業務に関する方針、基準または計画等を示し実施させることをいう。
- (2)「承諾」とは、受注者が監督員に報告した事項について、監督員が同意することをいう。
- (3)「協議」とは、発注者と受注者が対等な立場で合議し結論を得ることをいう。
- (4) 監督員がその権限を行使するときは、原則として書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合に口頭による指示等を行った場合には、その指示等に従うものとする。

(事故報告)

第4条 業務履行中に事故が発生したときは、受注者は直ちに監督員に通報するとともに、監督員が指示する期日までに、発注者が指定する様式による「事故報告書」を提出しなければならない。

(疑義に対する対応)

第5条 その他、定めなき事項や疑義が生じた事項については、発注者と協議するものとする。

第2章 業務の内容等

(業務の区分及び定義)

第6条 パトロールの区分は、通常パトロール及び夜間パトロールとし、その定義は次のとおりとする。

- 2 通常パトロールとは、平日昼間におけるパトロールであり、道路全般の異状及び不法占有物について巡視するものである。
- 3 夜間パトロールとは、平日夜間におけるパトロールであり、主に道路照明等の点灯確認や視線誘導が適切かを確認するための巡視業務である。

(パトロールの内容)

第7条 通常パトロールは、次の各号に掲げる点検項目について、車両からの目視により行うものとし、必要がある場合は下車して徒歩により行うものとする。

- (1) 路面の状況
 - (2) 路肩、路側の状況
 - (3) 歩道の状況
 - (4) のり面の状況
 - (5) 排水施設の状況
 - (6) 橋りょうの状況
 - (7) トンネルの状況
 - (8) 擁壁の状況
 - (9) 保安設備、安全施設等の状況
 - (10) 街路樹及び植樹帯の状況
 - (11) 道路工事等の施工箇所における保安施設・交通処理状況
 - (12) 道路隣接地における工事の実施状況
 - (13) 道路の占用の状況
 - (14) 除雪状況、雪崩危険箇所の状況
 - (15) その他
- 2 夜間パトロールは、次の各号に掲げる事項について、車両からの目視により行うものとし、必要がある場合は下車して徒歩により行うものとする。
- (1) 道路照明施設及び自発光表示板の点灯状況
 - (2) 交通安全施設（道路標識、視線誘導標、区画線等の視認性）の状況
 - (3) 道路工事等の施工箇所における保安灯等施設の設置状況・交通処理状況

(業務計画書)

第8条 受注者は、契約日に業務の実施体制等を記載した業務計画書を作成し監督員に提出し、承諾を受けなければならない。

- 2 業務計画書及び4月分の人員配置計画については、契約後すみやかに監督員と協議の上、決

定しておくものとする。

- 3 業務計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度、変更業務計画書を作成し、監督員の承諾を得るものとする。

(パトロールのコース及び実施日)

第9条 パトロールの実施日及びコースは、あらかじめ監督員が作成する月別パトロール実施予定表によるものとする。なお、パトロールコースは、道路パトロール路線表の9コースとする。

(業務管理責任者)

第10条 業務管理責任者はパトロールの適切な履行を確保するため、作業員を指導、監督しなければならない。

- 2 業務管理責任者は、毎月1回監督員に業務全般に関して履行状況の報告を行うと共に、業務の実施計画（月間業務計画、翌月の作業員の人員配置案等）を提出し監督員の承諾を受けること。その他業務を実施するうえで必要となる事項がある場合は併せて協議すること。また、その結果について打合せ記録簿に記録して相互に確認しなければならない。
- 3 業務管理責任者は、作業員がパトロールを実施している間は、監督員と連絡がとれるようにしておかなければならない。

(作業員)

第11条 作業員はパトロールにおいて、運転業務及び道路異状箇所の応急処置業務にあたる。

- 2 受注者は、作業員を定め、その氏名その他必要な事項を監督員に通知しなければならない。作業員を変更したときも、同様とする。
- 3 作業員は運転業務と応急処置業務をそれぞれ兼ねることができる。ただし、前条に規定する業務管理責任者を兼ねることはできない。
- 4 1回のパトロールにて乗車する作業員は2名とする。
- 5 急病等に対応するため、作業員は複数名対応できる状態にあること。

(履行する際の留意事項)

第12条 業務管理責任者は、本仕様書及び特記仕様書等で示された義務の適正な履行の確保に努めなければならない。

- 2 作業員は、業務計画書に基づきパトロールを行い、その任務の履行に努めるものとする。
- 3 作業員は、常に安全運転に努めなければならないものとする。
- 4 関係者は業務の履行にあたっては、県民から常に注目されていることを自覚し、その行動は誤解を招くことのない様にする。
- 5 作業員は、発注者が発行する身分証明書を携行し、関係人から請求があったときはこれを提示するものとする。
- 6 発注者の担当課及び作業員との緊急連絡に対応するため、受注者は2以上の電話回線（携帯電話を含む）を確保しておくものとする。

(業務の履行)

第13条 受注者は、業務計画書に基づき委託業務を履行するものとする。

- 2 発注者は業務の都合により必要があると認めるときは、第1項に定める業務のほか、第2条に示す目的を達成するために必要な業務を履行させることができるものとする。

(パトロール結果の記録)

第14条 パトロール結果の記録は次の各号によるものとする。

- (1) パトロールにより把握した事項、措置した事項についてパトロール日誌(兼)道路異常箇所状況報告書に記載し監督員に報告するものとする。
- (2) パトロール時に発見した異常箇所については、箇所毎にパトロール日誌(兼)道路異常箇所状況報告書に記載し、監督員に報告するものとする。
- (3) パトロール日誌等の様式は、発注者が定めこれを使用するものとする。

第3章 運転業務等

(パトロールに使用する車両)

第15条 パトロールに使用する車両は、発注者が貸与する所定の車両とする。

- 2 交通管理に要する物品は、貸与または支給を原則とする。
- 3 受注者は、本仕様書で規定する道路パトロール車を「道路パトロール等業務に伴う自動車の使用要領」及び「車両管理に関する留意事項」に基づき使用・管理するものとする。
- 4 貸与する道路パトロール車は、発注者が自動車賠償損害保険(自賠責保険)に加入する。
- 5 任意保険については県で加入しているが、作業員が運転時の交通事故には適用しない。
よって、受注者が別途、任意保険に加入するものとし、保険金額は対人賠償、対物賠償共に無制限、人身傷害は5000万円以上とすること。
- 6 受注者は、前項により業務を始める日までに保険契約を締結し、その証書等の写しを監督員に提出すること。
- 7 受注者の責に帰すべき理由により自動車を亡失又はき損したときは、補填・修理し、又はその損害額を弁償しなければならない(道路パトロール等業務に伴う自動車の使用要領 第5条第2項)。そのための保険(車両保険)の加入及び加入額については、受注者の任意とする。
- 8 発注者の責に帰すべき事由により自動車を亡失又はき損したときは、発注者が負担する(車両管理に関する留意事項 第4条)。

(業務内容)

第16条 作業員は車両運行について原則として業務計画書に基づき行うものとする。

- 2 作業員は、原則として実施計画書に基づくパトロールのために車両の運転を行うものとするほか、必要な次に掲げることを行う。
 - (1) 燃料の補給
 - (2) 車両の保守点検整備(仕業点検、洗車・清掃、給油脂)
 - (3) 車両管理簿の記録
 - (4) 軽微な補修作業等を行う際の交通誘導